


令和3年度保育所入所案内

受付期間	令和2年11月9日（月）～20日（金） *** 先着順ではありません ***
受付時間	9時～17時まで（原則として12時～13時は除く）
受付場所	☆新規申込児は中城村役場 こども課（土日・祝日を除く） <small>新規申込及び待機児童で次年度入所希望の方は、村役場窓口で受付となります。 （在園中のきょうだい児がいる方は在園児と同封可 ※不備がある場合は来庁して頂きます）</small>
	☆在園児は各保育施設（同施設継続利用申込のみ）
問い合わせ先	中城村役場 こども課 保育・こども園係 TEL：098-895-2134（直通）

※書類に不備がある場合は受付できません。また、受付期間外に提出した場合は自動的に待機となります。

※1号認定で入所希望の方は各認定こども園へ問い合わせして下さい。

※申込書等は、10月19日から中城村役場 こども課 窓口にて配布。また、役場ホームページ及び中城村の子育て支援サイト『すくすく！なかぐすく』にて掲載します。

『すくすく！なかぐすく』へのアクセスはこちらから→ 

★ 認可保育園とは ★

保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありませんので、『保育を必要とする事由』をご確認の上、申込して下さい。

★ 保育を必要とする事由 ★

就労	1ヶ月に64時間以上労働する事を常態としていること
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと（産前3ヶ月・産後3ヶ月）
病気・障がい等	病気もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障がいを有していること
親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護または看護していること（長期入院・入所の親族を含む）
災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動を行っていること（利用期間：求職開始から90日間） ※年度継続での求職活動事由での申込は基本的に不可※
就学	学校や職業訓練校に通学していること
虐待等	虐待やDVのおそれがあること
育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な事
その他	上記に類する状態として村長が認める場合

★ 申込に必要な書類 ★（書類不備の場合は受付不可）

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書
- ②同意書
- ③児童調査票（新規申込者のみ）
- ④特別支援保育を希望する際は、身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当のいずれか写し
- ⑤保護者・同居人の保育の必要な事由を証明する書類（3ページ【F】を確認して下さい）
- ⑥世帯の状況により必要な書類（3ページ【G】を確認して下さい）
- ⑤⑥の書類は2名以上申込場合は、最年長クラスの児童に原本添付、その他の児童に原本のコピーを添付して下さい。

A. 入所対象児童

0歳児から小学校就学前までの児童のうち保育を必要とする事由に該当し、2号又は3号認定を受け、中城村に住民票を有する世帯が対象です。※認定については下記を確認して下さい。

《 注 意 》

- ①育児休業中の児童が4月1日入所の場合は、5月1日までに職場復帰が条件となります。（一斉申込）
※年度途中で申込の場合は、職場復帰の2ヶ月前（入所は復帰の1ヶ月前）より可能となっております※
【例】6月1日復帰の場合 → 申込受付は4月1日から可能 → 入所は5月1日から可能
- ②出産予定のある方は必ず申込書に記載して下さい。
- ③お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入所申込時に窓口で相談して下さい。
- ④保育料・その他村税の納付状況も入所審査に影響します。（マイナス査定を行うため継続での利用が難しくなります。）
- ⑤現在、在園中で次年度も保育施設を利用する方・待機児童で次年度入所希望の方も申込が必要となります。

B. 保育所入所（園）申込について

在園児は同施設継続利用の場合は、各保育施設で受付可能です。（在園中のきょうだい児がいる方は在園児と同封可）
新規申込及び待機中の児童は、中城村役場 こども課窓口での受付です。

C. 保育を必要とする事由の認定について

保育所（園）の利用を希望する場合は、中城村が行う「支給認定」を受ける必要があります。
子どもの年齢や保護者の状況に応じて、利用できる施設や利用時間が異なります。

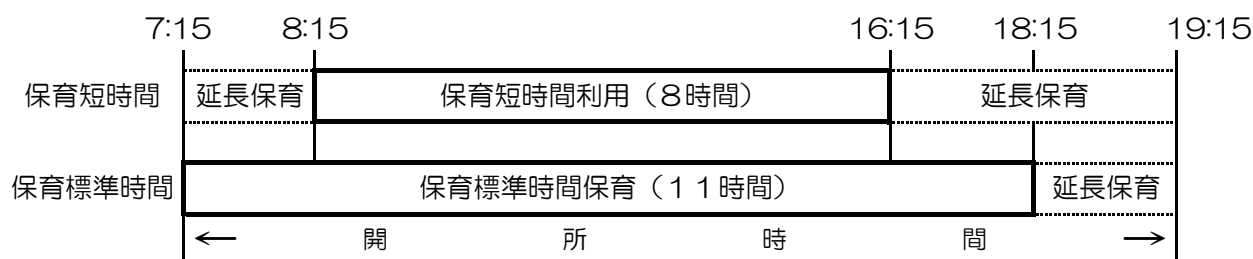
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合。	保育所（園）・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合。	保育所（園）・認定こども園・地域型保育

D. 保育の利用区分について

保育施設を利用するため、2号認定又は3号認定を受けた方は、保護者の就労等の時間に依りて保育施設の利用時間が「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。

	就労時間	保育時間	備考
保育標準時間	月120時間以上 フルタイム就労を想定	最長11時間	妊娠・出産 災害復旧・虐待やDV
保育短時間	月64時間以上120時間未満 パートタイムを想定	最長8時間	育児休業・求職活動等

E. 利用時間のイメージ



※上記の場合は、短時間認定の方が8：15～17：15まで利用した場合、16：15～17：15は延長保育となります。

※保育時間帯・延長保育等については、施設で変わりますので4ページ～5ページの施設一覧をご確認ください。

F. 保護者・同居者の保育を必要とする事由を証明する書類

※60歳以下の祖父母と同居している場合、就労状況等を証明する書類も提出して下さい。提出が無い場合は、マイナス査定を行いますのでご了承ください。(世帯分離していても同居の場合は提出が必要)

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	【勤務証明書】こども課指定の様式 ✓契約期間があり継続更新した場合は、契約更新後の日付が記載されている勤務証明書を再度提出して下さい。 ※本人記載は無効。書類提出後、電話・訪問による勤務確認があります※
自営業・農業・内職の方	【自営業・農業申立書/内職証明書】こども課指定の様式 ✓指定様式に必要な事項を記入の上、次のⅠ～Ⅲのいずれかを必ず添付して下さい Ⅰ.営業証明書 Ⅱ.商工会議所や組合等による証明 Ⅲ.営業収入が記載されている申告書の写し ※Ⅰ～Ⅲの証明書が添付出来ない方は、指定様式に民生委員からの証明が必要です※
育児休業中の方	【勤務証明書】こども課指定の様式 ※本人記載は無効。育児休業期間・職場復帰日の記載が無いものは無効です※
出産予定の方 (産前3ヶ月～産後3ヶ月)	【母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し】
病気の方	【医師の診断書】こども課指定の様式
同居親族の介護・看護	【医師の診断書】・【看(介)護申立書】こども課指定の様式 2点
就学している方	【在学証明書】・【時間割表の写し】 2点
求職活動の方	【ハローワークカードの写し】・【求職申立書】こども課指定の様式 2点 ✓令和2年度、求職活動事由として保育利用している方は、令和3年3月31日までに勤務証明書を提出して下さい。期限内に提出がない場合は、入所承諾を取り消す事があります。 ※年度継続での求職活動事由は基本的に申込不可※
災害復旧の方	【罹災証明書】

※書類提出後、調査・審査を行います。また、タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もあります。
 ※勤務証明に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

G. 世帯状況により必要な書類

世帯の状況	提出書類
ひとり親世帯	【戸籍謄本(ひとり親とわかるもの)】・【児童扶養手当受給者証】 【母子父子医療費受給者証】・【遺族年金受給者証】 ★上記4点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
障がい者(児)のいる世帯	【身体障害者手帳】・【精神障害者保健福祉手帳】・【療育手帳】 【特別児童扶養手当証書】・【障害基礎年金受給者証】 ★上記5点のうち、どれか1点の写しを提出お願いします
生活保護世帯	【被保護証明書】
中城村に転入された方 (令和2年1月2日以降)	【令和2年度所得課税証明書】(令和2年1月1日時点住所地での発行) ★申込書に個人番号の記載があれば省略可能
中城村に転入された方 (令和3年1月2日以降)	【令和3年度所得課税証明書】(令和3年1月1日時点住所地での発行) ★申込書に個人番号の記載があれば省略可能 ※令和3年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定
転入予定の方	【転入に関する誓約書】 ※令和3年3月31日までに中城村に転入している必要があります
軍人・軍属の方	【2019 W-2】(令和元年中の収入が確認できるもの) 【2020 W-2】(令和2年中の収入が確認できるもの) ※令和3年7月末までに提出。対象者には別途通知を送付予定

※在園児の方で既に【令和2年度所得課税証明書】を提出している方については再提出の必要はありません

H. 中城村内認可保育施設一覧（公立保育園・私立保育園・認定こども園）

保育所（園）名							通常保育時間	延長保育時間	
住所			電話番号						
クラス定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	曜日	標準時間	標準時間
新規 受入予定数								短時間	短時間
公立保育園			吉の浦保育所				平日	7:15~18:15	18:15~18:45
中城村字当間847-1			098-988-0002					8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~18:45
クラス定員数	9	34	34	40	40		土	7:15~13:00	-
新規 受入予定数	9	25	0	9	1			8:15~13:00	7:15~8:15
私立保育園			育心保育園				平日	7:30~18:30	7:00~7:30/18:30~19:00
中城村字南上原1066-6			098-895-2600					8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~19:00
クラス定員数	12	17	17	23	23	23	土	7:00~18:00	-
新規 受入予定数	12	6	0	2	1	2		8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~18:00
私立保育園			咲心ラポール保育園				平日	7:15~18:15	18:15~19:15
中城村字北上原454-3			098-917-0503					8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~19:15
クラス定員数	12	24	24	24	24	21	土	7:15~18:15	-
新規 受入予定数	12	12	3	1	0	0		8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~18:15
私立保育園			マッシュー保育園				平日	7:15~18:15	18:15~19:15
中城村字津覇316-1			098-942-3225					8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~19:15
クラス定員数	6	18	18	18	14	16	土	7:15~18:15	-
新規 受入予定数	6	12	0	0	0	0		8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~18:15
認定こども園			認定こども園ひよこの家				平日	7:30~18:30	7:00~7:30/18:30~19:00
中城村字北上原361-1			098-895-5694					8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~19:00
クラス定員数	9	12	18	17	15	15	土	7:00~18:00	-
新規 受入予定数	9	3	1	0	0	2		8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~18:00
認定こども園			平安幼稚園				平日	7:30~18:30	-
中城村字登又346			098-895-6655					8:30~16:30	7:30~8:30/16:30~18:30
クラス定員数	-	-	36	35	35	51	土	7:30~14:00	-
新規 受入予定数	-	-	25	1	1	1		8:30~14:00	7:30~8:30
認定こども園			はるゆめこども園				平日	7:15~18:15	18:15~19:15
中城村字登又344-1			098-895-6644					8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~19:15
クラス定員数	11	18	24	22	22	23	土	7:15~18:15	-
新規 受入予定数	11	4	1	2	1	0		8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~18:15
認定こども園			クリスチャン教育センター幼稚園				平日	7:30~18:30	18:30~19:30
中城村字南上原387-3			098-895-4936					8:30~16:30	7:30~8:30/16:30~19:30
クラス定員数	-	-	18	18	15	24	土	7:30~18:30	-
新規 受入予定数	-	-	18	5	0	0		8:30~16:30	7:30~8:30/16:30~18:30
認定こども園			中城みなみ保育園・幼稚園				平日	7:00~18:00	18:00~19:00
中城村字南上原786			098-870-3731					8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~19:00
クラス定員数	18	36	36	47	49	45	土	7:00~18:00	-
新規 受入予定数	18	14	0	0	0	0		8:30~16:30	7:00~8:30
認定こども園			夢の園こども園				平日	7:30~18:30	18:30~19:30
中城村字南上原388			098-895-2778					8:30~16:30	7:30~8:30/16:30~19:30
クラス定員数	3	12	18	22	22	22	土	7:30~18:30	-
新規 受入予定数	3	9	6	10	5	22		8:30~16:30	7:30~8:30/16:30~18:30

I. 中城村内認可保育施設一覧（小規模保育園・事業所内保育園）

保育所（園）名							通常保育時間	延長保育時間	
住 所			電 話 番 号						
クラス定員数 新規 受入予定数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	曜日	標準時間 短時間	標準時間 短時間
小規模保育園		きらら保育園					平日	7:00~18:00	18:00~19:00
中城村字南上原783			098-895-1634					8:00~16:00	7:00~8:00/16:00~19:00
クラス定員数 新規 受入予定数	6	6	7	3歳児からは連携施設へ （中城みなみ保育園）			土	7:00~18:00	-
6	2	1				8:00~16:00		7:00~8:00/16:00~18:00	
小規模保育園		美童保育園					平日	7:30~18:30	7:00~7:30/18:30~19:00
中城村字南上原1023-3			098-988-4468					8:30~16:30	7:00~8:30/16:30~19:00
クラス定員数 新規 受入予定数	6	6	6	3歳児からは連携施設へ （育心保育園）			土	7:00~18:00	-
6	0	0				8:30~16:30		7:00~8:30/16:30~18:00	
小規模保育園		きらばる保育園					平日	7:00~18:00	18:00~19:00
中城村字南上原176-5			098-943-2345					8:00~16:00	7:00~8:00/16:00~19:00
クラス定員数 新規 受入予定数	6	6	6	3歳児からは連携施設へ （中城みなみ保育園）			土	7:00~18:00	-
6	0	1				8:00~16:00		7:00~8:00/16:00~18:00	
事業所内保育園		ひらやす保育園					平日	7:15~18:15	18:15~19:15
中城村字登又346-1			098-895-7711					8:15~16:15	7:15~8:15/16:15~19:15
クラス定員数 新規 受入予定数	9	9	2歳児からは連携施設へ （平安幼稚園） （はるゆめこども園『空きがある場合』）				土	7:15~18:15	-
7	1					8:15~16:15		7:15~8:15/16:15~18:15	

※令和2年11月時点の予定人数であり、確定された人数ではありません。保育士の確保状況等や施設の状況により、令和3年度入所内定までの間に変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

J. 子育て支援事業

① 延長保育事業

勤務時間や通勤の関係でやむを得ない事業のため、通常の保育時間を越えて保育を必要とする児童を対象としています。料金及び延長保育の時間帯は認定区分及び施設毎に異なります。（150円～300円）

② 特別支援保育（※診断書等の資料が必要となります。）

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ、集団生活において支援が必要な児童には、通常保育よりも保育士数を増やし、より丁寧な保育を行うことで発達を促します。

③ 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭において、保護者の急な用事などにより緊急で保育が必要な場合にお子様を一時的にお預かりします。利用の際は、以下の実施施設へ直接お問い合わせください。

きらばる保育園・中城わらび保育園

④ 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターとは、子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。以下にて事業を実施しています。

ごさまる（なかよし児童館内）・はるむの家（はるゆめこども園内）・ちゅらていーだ（中城みなみ保育園内）

⑤ 病児保育事業

病中のお子様を、仕事や急な都合等で集団保育や家庭保育ができない際、お子様を一時的にお預りします。利用の際は、事前登録が必要です。以下にて事業を実施しています。

生活保護世帯、非課税世帯は利用料の一部免除があります。また、施設によって利用の流れや利用時間、休日日が異なります。詳しくはこども課までお問い合わせ下さい。

うえむら病院・太田小児科病児保育・もりのなかま保育園【施設にて事前登録】

⑥ ファミリーサポートセンター（中城村・西原町・与那原町の3町村合同で実施）

子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とするお願い会員と子育ての手助けをするサポート会員が、地域で相互援助活動を行う仕組みです。

おねがい会員及びサポート会員になるためには、事前登録や講座の受講が必要です。

K. 保育料について

① 保育料の算定について

保育料は、父母の村民税所得割課税額（住宅ローン控除・寄付金控除の控除前の額）を合算した額で決定します。基本的には児童の両親の課税状況で判断しますが、両親の収入が生活保護基準以下の場合は同居人（祖父母等）の課税状況も含めて保育料の算定を行います。※世帯分離していても同住所であれば同居とみなします。

② 保育料の多子軽減制度について

きょうだい児が、**対象施設**を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。

※就学前児童からカウントして、**第2子が半額、第3子以降が無料**となります。

しかし、市町村村民税所得割合算額が、57,700円未満の世帯は多子軽減制度の年齢制限が撤廃されます。

【例】所得割課税額が57,700円未満世帯で、▲（第1子 小学3年生）、●（第2子 小学1年生）、■（第3子 0歳児）
上記の場合、■の保育料は無料となります。（就学前児童は1カウントですが、年齢制限が撤廃され3カウントとなる）

③ 寡婦（夫）控除のみなし適用について

婚姻暦のない母子（父子）に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用し利用者負担額を算定します。

「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても利用者負担額の変更がない場合がありますので予めご了承ください。また、利用者負担額の算定のみ適用となりますので、税法上の控除は受けられません。申込用紙の世帯状況の記載もお忘れなくお願い致します。

④ 保育料の切り替えについて

保育料 算定方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和2年度の村民税所得割で算定 （令和元年中の収入）					令和3年度の村民税所得割で算定 （令和2年中の収入）						

※上記の切り替え以外に世帯の状況に変動があった場合、保育料が変更となることがありますので、必ず連絡をお願いします。（婚姻、離婚、死亡、児童扶養手当の支給開始、求職活動から就労への変更等）

⑤ 課税状況が確認できな方について

未申告や転入等により課税情報が確認できない場合は、保育料を算定することができないため、最高額で決定されます。

⑥ 幼児教育・保育無償化について

- 3～5歳児は、全ての児童が無償化対象となり保育料が無料となります。（※給食費が発生します）
給食費（主食費・副食費）の金額や徴収方法については、各保育施設へお問い合わせ下さい。
Ⅰ. 年収360万円未満相当の世帯 Ⅱ. 第3子以降に該当する場合
※3～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）のうち上記のⅠ、Ⅱに該当する方は副食費が免除されます。
- 0～2歳児の非課税世帯は、無償化対象となり保育料が無料となります。

⑦ 保育料の納付方法について

- 公立・私立保育所については中城村役場へ納付となります。（原則口座振替で、毎月5日が振替日です）
※残高不足等により引落とし出来なかった場合は、翌月にまとめて口座引落としを行います。
- 認定子ども園、小規模保育施設、事業所内保育施設については、それぞれの施設に納付となります。
納付方法については各施設へお問い合わせ下さい。

⑧ 実費徴収・上乗せ徴収について

- 実費徴収：保育施設の利用において通常必要とされる経費で保護者負担となるもの。
【例】給食費、延長保育料、教材費、制服代及び体育着代等
- 上乗せ徴収：教育保育の質向上を図る上で必要と認められる対価について保護者負担を求めるもの。
【例】英会話教室、体育教室等（プール、ヨガ）

※実費徴収及び上乗せ徴収の金額や項目については、各保育施設へお問い合わせ下さい。

【参考】令和2年度 中城村保育料

●令和3年度中城村保育料はまだ決定していません。

下記保育料表より変更する可能性もあります。変更があれば通知します。

※表中の（ ）内は第2子の額

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		保育料月額（円）		
	定 義		3歳児未満		
			標準時間保育	短時間保育	
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	
2-1	市町村民税 非課税世帯		ひとり親世帯等	0	
2-2			ふたり親世帯	0	
3-1	市町村民税 所得割額 (保護者合計)	48,600円未満 ※均等割含む	ひとり親世帯等	7,000 (0)	
3-2			ふたり親世帯	6,800 (0)	
4-1-1		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	15,000 (7,500)	
4-1-2			ふたり親世帯	14,700 (7,350)	
4-2-1		57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 (0)	
4-2-2			ふたり親世帯	9,000 (0)	
4-3		77,101円以上 97,000円未満		23,000 (11,500)	22,600 (11,300)
5		97,000円以上 169,000円未満		35,000 (17,500)	34,400 (17,200)
6		169,000円以上 301,000円未満		41,000 (20,500)	40,300 (20,150)
7		301,000円以上 397,000円未満		44,000 (22,000)	43,200 (21,600)
8	397,000円以上		51,000 (25,500)	50,100 (25,050)	

i. 非課税世帯の3歳児未満・3歳児以上については無償化対象のため、保育料は発生しません。

ii. ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、在宅障がい者のいる世帯を示します。

iii. 多子軽減の年齢制限撤廃及び副食費免除の対象世帯ライン（年収360万円未満相当世帯）

----- ふたり親世帯 : 所得割額 57,700円未満（第1階層から第4-1-2階層）
 ----- ひとり親世帯等 : 所得割額 77,101円未満（第1階層から第4-2-2階層）

〔 上記ラインより所得の低い階層は、年齢に関わらず、きょうだい児をカウントします。 〕

〔 上記ラインより所得の高い階層は、就学前児童が**対象施設**を利用しているきょうだい児をカウントします。 〕

※**対象施設**とは、認可保育園、認定こども園、小規模・事業所内保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部です。私立幼稚園及び特別支援学校幼稚部に入所している場合は在園証明書の提出が必要となります。

iv. 3歳児以上は給食費（主食費・副食費）が発生します。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては副食費が免除されます。（主食費は免除無し。）

L. 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討した上で選考します。希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い児童から入所承諾を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、保育所に空きが出た場合は、各年齢毎に優先度の高い方から順にご案内致します。



①在園児は同施設継続利用の場合は、各保育施設で受付可能です。（在園中のきょうだい児がいる方は在園児と同封可）新規申込及び待機中の児童は役場での受付となります。期間外の申込は、待機児童扱いとなります。

②申請内容に不明な点がある場合は、勤務先等へ電話確認や文書による照会を行います。

③審査の結果、入所内定通知（在園児は入所承諾通知）・不承諾通知を送付します。（令和3年2月中旬予定）

④入所内定通知を受けた、新規入所児童の方は、健康診断を受けます。（こども課より様式送付）

⑤園が指定する日時に個人面談を受けます。※申請児童同伴、健康診断書等持参

⑥個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、入所承諾通知を送付します。

✓契約期間があり契約更新した場合は、契約更新後の日付が記載されている勤務証明書を再度提出して下さい。

✓令和2年度、求職活動事由として保育利用している方は、令和3年3月31日までに勤務証明書を提出して下さい。

期限内に提出がない場合は、入所承諾を取消します。

M. 保育所入所に関する注意事項について

① 申請内容に不明な点や虚偽があった場合

令和2年度申込時に勤務証明が出ているにもかかわらず、村民税申告等で相応の収入がない場合や勤務証明に不明な点があった場合、勤務地への電話による確認や文書による照会を行い、虚偽があった場合は入所できません。また、既に入所している場合は退所の措置を行います。

② 特別支援保育を希望する場合

申込書と一緒に「身体障害者手帳」又は「療育手帳」、「特別児童扶養手当証書」の写し、もしくは医師の診断書（村心理士による意見書でも可能）を提出してください。提出された書類を元に特別支援措置会議に図ります。

③ 年度の途中で、修正申告等により課税額が変更になった場合

4月に溯り保育料の変更を行います。変更により差額が出た場合は、追加納付、充当、還付を行います。

④ 保育施設在園中で転園を希望する場合（下記の点に注意して申込下さい）

転園希望の方は新規児童として取り扱います。必ず転園先に入所できる保障はありません。（在園加算無し）
転園希望先で入所不可の場合でも、現在、在園している保育施設に戻る保障はありません。

⑤ 保育施設を退園する場合

退園日の2週間前までには、退園届を各保育施設に提出して下さい。退園届が受理されると『空き』となりますので、待機の方へ案内します。他の児童が入園決定している場合は、保育施設に戻れませんので、新規として申込して下さい。また、受理後の日付変更・取消は出来ませんので御注意下さい。

⑥ 保育を必要とする事由が変わった場合

保育事由に変更があった場合は、状況に応じて速やかに必要書類を提出して下さい。（3ページ【F】を確認下さい）

⑦ 出産予定のある方

出産後、正式な育児休業期間が記載された「勤務証明書」の提出が必要となります。なお、保育時間については、産前3ヶ月間、産後2ヶ月間は「標準時間保育」、産後3ヶ月目からは「短時間保育」となります。妊娠・出産を事由に申込した方、出産を理由に退職した方は、産後4ヶ月目からは保育を必要とする事由が無くなるので、状況に応じて必要書類の提出が必要です。（3ページ【F】を確認下さい）

⑧ 職場復帰（育児休業からの職場復帰）に伴うお子様の申込を予定されている場合【年度途中の申込み】

申込の受付は職場復帰の2ヶ月前（保育所入所は1ヶ月前）より可能となっております。

【例】6月1日復帰の場合 → 申込受付は4月1日から可能 → 入所は5月1日から可能

N. 中城村内認可外・企業主導型保育園一覧 ☆利用申込は各施設へ問合せ下さい☆

保育所（園）名				
住 所	電 話 番 号	曜 日	通常保育時間	延長保育時間
定 員	対 象 年 齢			
認可外保育園		ミナミ保育園		
中城村字南上原521	098-895-5236	平日	7:30~18:30	○
57名	1歳~5歳	土	-	-
認可外保育園		ワールドミッションクリスチャンスクール付属愛児園		
中城村字南上原568	098-895-6670	平日	7:30~18:00	○
60名	1歳~5歳	土	-	-
認可外保育園		とよむ保育園		
中城村字南上原555	098-895-6562	平日	7:30~18:00	-
39名	0歳~5歳	土	7:30~13:00	-
認可外保育園		りんご保育園		
中城村字南上原1000-1	098-895-6368	平日	7:30~18:30	○
54名	0歳~5歳	土	7:30~17:30	○
企業主導型保育園		もりのなかま保育園 中城屋宜園（地域枠有・病児保育併設）		
中城村字屋宜598-2	098-895-2112	平日	7:30~18:30	○
19名	0歳~2歳	土	7:30~18:30	○
企業主導型保育園		中城わらび保育園（地域枠有）		
中城村字南上原1066-10	098-895-5155	平日	7:00~19:00	○
24名	0歳~2歳	土	7:00~18:30	-
企業主導型保育園		第2中城みなみ保育園（開所予定）		
詳細はこちらへ問合せ下さい 098-870-9210				
企業主導型保育園		はーとらいふ保育園（地域枠無）		
中城村字伊集159	098-987-6543	平日	7:15~18:15	○
30名	0歳~2歳	土	7:15~18:15	-